

○主要交通機関運休の場合の外国語学部の  
授業の取扱いについて

〔平成22年3月10日〕  
外国語学部教授会決定

1 箕面地区における取扱い

ストライキ、災害等により、阪急電鉄（梅田－北千里間）、地下鉄・北大阪急行電鉄（梅田－千里中央間）、阪急バス（千里中央－間谷住宅・阪大外国語学部前間）のいずれかが運休となった場合、以降（授業時間中に運休となった場合は、次時限以降）の外国語学部箕面地区の授業は休講とする。ただし、運休が解除された場合は、次のとおり授業を実施する。

運休解除時刻	授業の取扱い
午前6時以前に解除された場合	全日授業実施
午前9時以前に解除された場合	第3時限以降授業実施
午後3時以前に解除された場合	第6時限以降授業実施

（注意）解除の確認は、テレビ、ラジオ等の報道によるものとする。

- 2 豊中地区における取扱いについては、大学教育実践センター全学共通教育科目「交通機関運休の場合の取扱」に準ずる。
- 3 この取扱いは、平成22年4月1日から実施する。
- 4 主要交通機関運休及び暴風警報発令時の場合の外国語学部専門教育科目の取扱いについて（平成20年3月21日制定）は、廃止する。